

厚生労働省

平成 24 年度障害者総合福祉推進事業

発達障害者支援センター等の相談・支援、  
機関連携及び人材の育成等の業務に関する調査について

平成 25 年 3 月

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク

## 事業要旨

事業名	発達障害者支援センター等の相談・支援、機関連携及び人材の育成等の業務に関する調査について
事業目的	福祉施策が大きく変化する中で、発達障害者支援センターへの期待が高まっている。発達障害者支援センターの支援・サービス内容や他機関との連携やネットワーク構築の方法は様々である。本事業は、発達障害者支援センター等の現状を適切に調査・把握し課題を明らかにし、支援センターの役割や機能を再整理し、標準的なサービス提供や連携及びネットワーク構築のための業務マニュアルを作成することにより、全国どの地域においても一定の質の支援やサービスが提供できることを目的とする。
事業概要	<p>事業概要は以下の通りである。</p> <p>①事業企画、進捗管理、報告書等の全体の取りまとめを行う検討委員会及び調査事業担当の委員会を設置し、調査結果に基づく発達障害者支援センターの現状と課題を分析した。</p> <p>②発達障害者支援センターの現状の把握と今後のあり方検討の基礎資料を得るために、全国の発達障害者支援センター、各都道府県・指定都市及び抽出された市町村の発達障害を担当する行政への実態調査（アンケート調査）を実施した。</p> <p>③アンケート調査の結果を分析し、その情報を参考にして、「発達障害者支援センター運営マニュアル」を作成し、全国の発達障害者支援センターをはじめ、各都道府県・指定都市及び発達障害に関係する各機関に配布した。</p>
事業実施結果	<p>事業実施結果は以下の通りである。</p> <p>①全体の取りまとめを行う検討委員会委員及び調査事業担当する委員会委員の合同の検討会を、総計年3回開催することができた。</p> <p>②全国の発達障害者支援センター、各都道府県・指定都市及び抽出された市町村の発達障害を担当する行政への実態調査（アンケート調査）を実施することにより、発達障害者支援センターの現状の把握と今後のあり方検討のための具体的な基礎資料を得ることができた。</p> <p>③アンケート調査の結果を分析し、その情報を参考にして、「発達障害者支援センター運営マニュアル」を作成し、全国の発達障害者支援センターをはじめ、各都道府県・指定都市及び発達障害に関係する各機関等に配布した。</p>
考察	実態調査（アンケート調査）により、発達障害者支援センターの役割や機能及び都道府県や市町村が発達障害者支援センターに期待している内容を明確化することができた。有識者の議論や調査の結果等により、発達障害者のための地域支援体制の構築が急務であることが導かれた。今後の発

達障害者支援センターの役割は、都道府県等行政と協働して発達障害者の地域支援体制の構築する役割があることが確認された。全国どこの発達障害者支援センターでも一定の水準のサービスが提供でき、具体的な地域支援体制の構築をするための、「発達障害者支援センター運営マニュアル」を作成することができた。今後、全国の発達障害者支援センターが運営マニュアルを参考に、それぞれの地域の実情に合った支援体制を構築することが期待されている。

## 1. 事業目的

平成 16 年に発達障害者支援法が成立し、新たな障害として発達障害が定義され、福祉、教育、雇用等様々な分野間の連携やライフステージを通じた地域における一貫した支援が規定されるとともに、それまでの自閉症・発達障害支援センターは、発達障害者支援センターとして法律に規定された。発達障害支援の中核を担う発達障害者支援センターは、発達障害者支援法が成立して 6 年が経過し、都道府県及び指定都市に発達障害者支援センターが設置され、独自に設置する市町村も増えてきている。発達障害者支援センターは、設立時期・実施主体・職員職種、支援形態、支援内容及び他機関との連携等は様々であり、各地域で地域のニーズに基づいた多様な取組がなされている一方、支援やサービス内容の質に相違が見られるなど地域格差が生じている。

発達障害者支援センターは、都道府県・指定都市レベルにおいて設置されているが、直接支援を中心に考えれば発達障害者支援センターが全県をカバーすることは困難であり、より専門性を必要とするケースへの対応や地域の機関や事業所等へのバックアップ、連携やネットワーク構築のマネジメント機能が求められてきている。現実には、全国の発達障害者支援センターが直接支援を担いつつも、次第に地域における他の発達障害支援機関が増加しているなかで、発達障害支援センターのそもそもの役割・機能とは何か等の新たな整理が必要となってきた。特に、発達障害支援に関して全都道府県をカバーする支援システムや他の専門機関・施設・事業所と連携した有機的なネットワークの構築のために発達障害者支援センターの位置づけを明確にする必要がある。

また、平成 22 年 12 月の障害者自立支援法や児童福祉法の改正に伴い、発達障害が精神障害の一分野として規定され、障害者自立支援法のサービスの対象となった。また、相談支援体制の強化がなされ、市町村に基幹相談支援センターや障害児支援の強化として児童発達支援センターの設置が開始されている。このように相談支援や発達支援の形態が大きく変化するなかで、発達障害支援の中核を担う発達障害者支援センターの地域における位置づけ、役割、機能が制度改革の進展の中でも改めて問われている。

このように、福祉施策が大きく変化する中で、発達障害者支援センターへの期待が高まっているが、発達障害者支援センターの支援・サービス内容や他機関との連携やネットワーク構築の方法は様々である。これが各発達障害者支援センター間の格差や、引いては各都道府県の発達障害者への支援の質的な格差と成っており、一定の質が確保された発達障害者支援センターの業務を明らかにすることは喫緊の課題である。本事業は、発達障害者支援センター等の現状を適切に調査・把握し課題を明らかにし、発達障害者支援センターの役割や機能を再整理し、標準的なサービス提供や連携及びネットワーク構築のための業務マニュアルを作成することにより、全国どの地域においても一定の質の支援やサービスが提供できることを目的とする。

## 2. 事業の実施内容

### (1) 実態調査（アンケート調査）について

調査事業名	発達障害者支援センター等の相談・支援、機関連携及び人材の育成等の業務に関する調査について		
調査目的	<p>発達障害支援の中核を担う発達障害者支援センターは、発達障害者支援法が成立して6年が経過し、都道府県及び指定都市に発達障害者支援センターが設置され、独自に設置する市町村も増えてきている。発達障害者支援センターは、設立時期・実施主体・職員職種、支援形態、支援内容及び他機関との連携等はさまざまであり、各地域で地域のニーズに基づいた多様な取組がなされている一方、支援やサービス内容の質に相違が見られるなど地域格差が生じている。次第に地域における他の発達障害者支援機関が増加するなかで、発達障害者支援センターのそもそもの役割・機能とは何か等の新たな整理が必要となってきた。本調査は、発達障害者支援にセンターの現状と課題、各都道府県等の道府県等は発達障害者支援施策センターの関係、各町村の発達障害者支援施策と支援センターとの連携やセンターに期待する事項を調査することにより、発達障害者支援センターの機能を再度整理し、今後期待され発達障害者支援センターが行うべき業務を記述した「発達障害者支援センター運営マニュアル」の作成及びその活用の方法を明らかにすることを目的とする。</p>		
調査対象	調査対象地区	全 国	
	調査対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各都道府県・指定都市における発達障害者支援センター(84 か所)</li> <li>・ 都道府県・指定都市の発達障害担当行政窓口(68 か所)</li> <li>・ 市町村(中核市を含む)の発達障害担当行政窓口(611 か所)</li> </ul>	
	悉皆抽出の別	<p>(悉皆) 発達障害者支援センター及び都道府県と指定都市 (抽出の場合は抽出方法) 市町村については各地域(東北を除く) 都道府県から1箇所以上。市町村の選定においては、各地域(東北地方を除く6か所)から1か所以上、具体的には北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、滋賀県、大阪府、兵庫県、広島県、大分県、鹿児島県の12都道府県の市町村を対象とした</p>	
	調査方法	委員会において実態調査(アンケート調査)項目を検討し、郵送により配送し、記述して返送されたものを結果としてまとめる。	
	調査客位数	763	

調査内容	<p>①発達障害者支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本情報（名称、運営主体、開設年月、開所状況等）</li> <li>・運営体制（運営方針、職員体制、異動方針、事業活動収支）</li> <li>・具体的業務内容（対象者の年齢等、活動圏域、業務の現状、特色、今後の業務のあり方）</li> <li>・今後の発達障害者センターのあり方（当面、中長期的な展望、自立支援協議会等の関係、市町村支援）</li> <li>・その他自由意見</li> </ul> <p>②都道府県等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者支援施策（所管部署、対象年齢や分野横断的取組）</li> <li>・発達障害者支援センターの業務（運営主体の選定、運営方針、業務の現状や課題の都道府県の考え方、特徴的取組、業務・発達障害者支援センターの今後）</li> <li>・発達障害者支援センターのあり方（当面の展望、中長期的な展望、相談支援・自立支援協議会との関係、関係機関との連携、市町村との関係）</li> <li>・その他自由意見</li> </ul> <p>③市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者支援施策（所管部署、対象年齢や分野横断的取組、市独自に発達障害者支援センターを設置しているか、その運営形態、実施事業等）</li> <li>・都道府県発達障害者支援センターと連携（役割分担、業務遂行上の課題、特徴的取組、連携の今後）</li> <li>・都道府県発達障害者支援センターのあり方（当面の展望、中長期的な展望、相談支援・自立支援協議会との関係、関係機関との連携）</li> <li>・その他自由意見</li> </ul>
調査時期	平成25年1月～平成25年2月
調査結果 (回収率)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県等の発達障害者支援センター(42/83)      回収率 50.6%</li> <li>・都道府県等の発達障害担当行政                      (31/67)      回収率 46.3%</li> <li>・市町村等の発達障害担当行政                          (177/610)      回収率 29.0%</li> </ul>
調査結果 (内容)	<p>①発達障害者支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営主体は公の直営が3.8%、社会福祉法人が64.3%である。</li> <li>・附置する施設は、知的障害施設が47.6%。その他施設が40.5%である。</li> <li>・職員体制は平均して6人、臨床心理等68%、社会福祉士57%と専門職が多い。</li> <li>・すべての年齢層を対象しているセンターが85.7%である。</li> <li>・業務内容については、発達障害児・者、家族等に対する相談支援50.0%、発達障害児・者、家族等に対する発達支援14.3%、発達障害時・に対する就</li> </ul>

労支援33.3%、関係機関等への普及啓発、研修76.2%、関係機関等との調整会議の開催28.6%、機関コンサルテーション66.7%となっている。

- ・ 相談者から直接受けた直接支援が40.5%、所属機関への支援が47.6%、市町村等の関係機関への支援が64.3%、圏域レベルの関係機関への支援が28.6%となっている。
- ・ 現在特に力を入れている業務は、学齢期支援や成人期支援などライフステージに分かれるものと発達支援や就労支援などの専門的分野に分かれるものとなっている、調整会議や機関コンサルテーション、人材養成などに関わっているものや直接支援の増大や複雑な相談内容の増加などにより専門的な後方支援や体制整備の機能が十分に発揮できていない状況がある。
- ・ 今後は、発達障害者支援センターの職員が考える当該センターの役割として以下の事項が挙げられる。
  - \* 困難事例に対する助言や指導など専門的支援の提供
  - \* 地域の支援機関の連携体制を構築するため、各支援機関へ働きかけるとともに、市町村に対して支援体制構築に向けたコーディネート、コンサルテーションを行う
  - \* 自立支援協議会のメンバーとして加わり、発達障害児者に対する支援体制について協議を行っていく。発達障害支援に関する専門家を増やし、認定を行うとともに、その専門家の活用範囲を広げる。
  - \* 地域自立支援協議会等への支援を通じて、地域の事業者・関係機関等の発達障害に係る支援力の向上を支援
  - \* 研修や機関コンサルテーションを通じた専門的な人材養成及び市町村の職員を研修生として受け入れることなどにより支援者を養成
  - \* 当事者と「児童発達支援」を行う事業所等を含めた地域の支援関係機関の連絡調整等を実施
  - \* 障害者職業センターや障害者就業生活支援センターとの連携の中で、発達障害者への理解を深める役割を担う

## ②都道府県

- ・ 発達障害者支援施策の所轄部署として、対象年齢や分野を問わず一元的に保管する部署があるものが61.3%、対象年齢や分野ごとに所管する部署が異なるものが38.7%となっている。
- ・ 発達障害者支援施策が盛り込まれた行政計画策定レベルは、基本思想レベルが61.3%、事業内容や実施時期を明らかにし行財政運営の指針となる実施計画レベルが48.4%となっている。
- ・ 発達障害者支援施策を検討する会議体については、発達障害者支援センター連絡協議会が67.7%、それ以外の外部関係者を含む連絡会議等が80.6%となっている。
- ・ 発達障害者支援センターの運営方針については、施設主体（都道府県、政令指定都市）と運営主体（貴発達障害者支援センター）が、関係機関等の

第三者も含めて協議して決めているものが51.6%となっている。

- ・業務の今後として業務形態別については、市町村等の関係機関への支援が74.2%、圏域レベルの関係機関への支援が38.7%、所属機関等への支援が35.5%となっている。
- ・都道府県等としては、発達障害者支援センターについて以下のような状況があると認識している。
  - \*発達障害者支援センターの周知が進み、個別支援、機関コンサルテーション、調整会議等一定の役割を果たしていると認識している。
  - \*市町村単位での支援体制の充実が図られ、役割分担した連携体制が進んでいるが、県内1ヶ所の設置のため、遠方の支援に時間がかかる。
  - \*事業内容を拡充するには現在の運営体制では限度がある。
  - \*発足以来、相談者数は増え続けており、今後も更に増えていくと予想されるが、職員体制などは発足当時のままでマンパワーの不足が顕著になっている。
- ・都道府県等としては、今後は以下のように考えている。
  - \*全ての相談をセンターのみで対応することは困難となることが考えられるため、各市町、関連支援機関でも発達障害ケースに十分対応できるよう、各機関の相談担当者の育成、レベルアップを行う必要がある
  - \*市町村の職員を研修生として受け入れることなどにより、地域に支援者を養成していくことが必要である
  - \*自立支援協議会等への支援を通じて、地域の事業者・関係機関等の発達障害に係る支援力の向上を支援していく
  - \*困難事例について市町村と一緒に対応していく
  - \*研修や機関コンサルテーションを通じた人材養成を行う
  - \*発達障害の理解、啓発のため、県、市の部局を超えた研修を行う

### ③市町村

- ・発達障害者支援施策の所轄部署として、対象年齢や分野ごとに所管する部署が異なるものが61%、対象年齢や分野を問わず一元的に保管する部署があるものが33.3%となっている。
- ・発達障害者支援施策が盛り込まれた行政計画策定レベルは、基本思想レベルが51.4%、事業内容や実施時期を明らかにし行財政運営の指針となる実施計画レベルが19.2%となっている。
- ・発達障害者支援施策を検討する会議体については、要保護児童対策地域協議会20.3%、特別支援教育連携協議会が17.5%、それ以外の外部関係者を含む連絡会議等が40.1%となっている。
- ・市町村独自の発達障害者支援センター設置の有無については、設置していないが84.2%となっている。市町村独自の発達障害者支援センター設置の意向については、当面設置予定はないが67.1%である。
- ・発達障害者支援センターの設置・運営形態は、市町村単独で設置している数

が15市町村であり、直営が60%となっている。発達障害者支援センターの実施事業：業務形態別は、関係機関等から紹介を受けた直接支援が、96%、関係機関等から紹介を受けた直接支援が80%、関係機関への支援が72%となっている。

- ・ 都道府県設置の発達障害者支援センターとの連携の現状は、主に市町村が実施は発達障害児・者、家族等に対する相談支援が 40.1%、発達支援が35%、就労支援が35%である。
- ・ 発達障害者支援センターの運営方針については、関係機関等への普及啓発、研修が27.1%、関係機関等との調整会議の開催が41.2%、機関コンサルテーションが15.3%となっている。
- ・ 都道府県設置のセンターとの連携の今後については、主に市町村が実施は、発達障害児・者、家族等に対する相談支援が62.1%、発達支援が58.8%、就労支援が44.1%、関係機関等への普及啓発・研修が14.1%、関係機関等との調整会議の開催が26%、機関コンサルテーションが12.4%なっている。
- ・ 市町村が発達障害者支援センターに状況は、
  - \* 市町村には発達障害者支援にかかる専門職が配置されていないため、都道府県の発達障害者支援センターに頼らざるを得ない状況がある。
  - \* 専門的な対応が必要と思われるケースについては、発達障害者支援センターを紹介することがある。しかし、都道府県に1カ所で遠く離れているので連携がとりづらい。また、都道府県発達障害者支援センターと明確な役割分担を定めていないなど、連携がとれていない状況があるの。
- ・ 市町村として発達障害者支援センターに望むことは、
  - \* 専門機関として市町村への支援をしてほしい
  - \* 地域社会資源の開発と人材育成の体制づくりを望む
  - \* 就労、生活する場合の広域的な連携の調整及び発達障害者支援体制の構築を支援してほしい
  - \* 発達障害に関する知識の普及・啓発や計画作成に関する助言
  - \* 関係機関への研修、事業者への支援、機関コンサルテーション
  - \* 困難事例におけるスーパーバイズ
  - \* 保育園や幼稚園、学校等における課題において、発達を促すための専門的な助言の提供・発達障害についての専門知識に係る研修
  - \* 保育所等訪問支援など、対外、巡回支援に係る技術的助言など
  - \* 手帳を所持しない児童の意見書作成のための医療機関などの情報提供
  - \* 相談支援事業所、児童発達支援事業所への助言、指導や双方向の連携への協力、質を担保するための研修やコンサルテーション
  - \* 事業所の評価、事業所の人材育成のための研修実施と、高度の専門技術による事業内容の指導
  - \* 関係機関への普及啓発、研修開催、助言等のバックアップ機能などの間接的な支援
  - \* 地域の実情把握を行うことを目的に自立支援協議会への参加など積極的に

	<p>行ってもらいたい</p>
<p>分 析 ・ 考 察</p>	<p>実態調査の結果の分析及び考察は以下の通りである。</p> <p>①発達障害者支援センターは、それぞれの地域の実情や創設の時期等により、そのライフステージにおける年齢など扱う対象や支援内容など、その果たしている役割は様々である。個別的なケースに関する直接的な支援のニーズが高い発達障害者支援センターもあり、発達障害者支援センターのキャパシティを超える実態がわかる。そのような中で、すでに市町村や相談支援及びサービス事業者などへの支援や関係機関との連携やネットワークを作ることを通して地域の支援体制構築関わっているセンターも多いことが調査からわかる。</p> <p>特に、発達障害者に関わる人材の育成のための研修の関与、専門的機関などへのコンサルテーション、事業者等への助言・指導・研修をとおしたバックアップ支援、発達障害理解のための普及・啓発等、発達障害者支援センターの広域的・専門的機能に裏付けられた間接的支援も多くの発達障害者支援センターで行われていることが明らかとなっている。</p> <p>②このような発達障害者支援センターの広域的・専門的機能に裏付けられた間接的支援の機能が十全に発揮されることを、多くの都道府県や市町村も期待していることがわかった。しかし、都道府県等において一か所等少数の発達障害者支援センターと現在の人員配置では、全体をカバーすることが困難な実態も明らかとなった。</p> <p>③今後、発達障害者支援センターに求められる機能は、個別のケースを対象とする直接的支援から、連携やネットワークの要としてマネジメントの機能、助言や指導等スーパーバイズやコンサルテーション、研修による専門家の育成と市民等への発達障害の理解のための普及・啓発活動、市町村のバックアップ支援など発達障害者の「地域支援体制」の構築に役割を果たすことが期待されていることが明らかとなった。そのためには、都道府県・指定都市行政とはもちろんのこと、市町村行政と強く連携して必要性が示唆された。連携やネットワーク構築のために、発達障害者支援センターが自立支援協議会などに積極的に関与していくことが重要である。</p>
<p>活用方法</p>	<p>実態調査で得られたデータに基づき、委員会において発達障害者支援センターの現状と課題を分析し、今後の発達障害者支援センターの在り方を検討し、「発達障害者支援センター運営マニュアル」としてまとめ、都道府県・市町村の発達障害者支援センター、発達障害者支援機関、発達障害者支援を担当する都道府県・市町村行政、相談支援機関等に配布する。</p>

## (2) 発達障害者支援センター運営マニュアルの作成について

	発達障害者支援センター運営マニュアル
内 容	<p>はじめに</p> <p>第 I 編 発達障害者支援センターとは</p> <p>第 1 章 発達障害者支援施策の経過</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 新たな福祉の流れと自閉症・発達障害支援センター</li><li>2. 発達障害者支援法の成立と発達障害者支援センターについて</li><li>3. 障害者自立支援法の成立と発達障害者支援センター</li><li>4. 障害者自立支援法の改正と発達障害者支援センター</li></ol> <p>第 2 章 発達障害者支援センターの役割</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 発達障害者支援センターの基本的性格</li><li>2. 発達障害者支援センターの基本的機能<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 基本的な機能</li><li>(2) 新たな機能の明確化</li></ol></li></ol> <p>第 3 章 「地域支援体制」構築の役割</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 「地域支援体制」とは</li><li>2. 「地域支援体制」を具現化する発達障害者支援センター</li><li>3. 「地域支援体制」の構築<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 「地域支援体制」の重要性</li><li>(2) 「地域支援体制」を可能にする地域支援ネットワーク</li><li>(3) 「地域支援体制」の構築</li><li>(4) 「地域支援体制」の構築方法</li></ol></li></ol> <p>第 4 章 発達障害者支援センターの業務と組織</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 目 的</li><li>2. 業務内容</li><li>3. 実施主体</li><li>4. 職員配置</li><li>5. 設 備</li><li>6. 運 営<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 運営における基本的な視点</li><li>(2) 支援の基本的な視点</li><li>(3) 職員に求められる資質</li></ol></li></ol> <p>第 5 章 発達障害者支援センターと関係諸機関等との連携</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 福祉分野との連携</li><li>2. 労働分野との連携</li></ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>3. 教育分野との連携</li> <li>4. 医療分野との連携</li> <li>5. その他分野との連携</li> </ul> <p>第6章 今後の発達障害者支援センターを考える</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 発達障害者支援法と発達障害者支援センター</li> <li>2. サービス体系と発達障害者支援センター</li> <li>3. 障害者総合支援法と発達障害者支援センター</li> <li>4. 今後の課題</li> </ul> <p>第Ⅱ編 事例集（モデル的实践）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事例1 人材育成</li> <li>事例2 学校教育との連携</li> <li>事例3 就労支援</li> <li>事例4 普及・啓発</li> <li>事例5 支援ネットワークの構築</li> <li>事例6 市町村へのサポート</li> <li>事例7 困難事例への専門的支援</li> <li>事例8 家族支援</li> </ul> <p>おわりに</p> <p>参考資料</p>
<p>活 用 方 法</p>	<p>「発達障害者支援センター運営マニュアル」を作成し、全国の発達障害者支援センターをはじめ、各都道府県・指定都市及び発達障害に関係する各機関に配布した。この運営マニュアルを活用して、全国どこの発達障害者支援センターでも一定の水準のサービスが提供でき、地域支援体制の構築をするための契機となる。</p> <p>特に、具体的な地域支援体制の構築をするためには、運営マニュアルの中の地域支援体制の考え方や具体的な事例を参考にして、発達障害者支援センターが中心となって、それぞれの地域の実情に合った支援体制を構築することができるであろう。</p>

### (3) 検討委員会および調査事業担当構成員会議の構成・運営

#### ①委員会の構成

- i 事業企画、進捗管理、結果分析、報告書等の全体の取りまとめを行う検討委員会調査を胆とする調査実施担当構成員会議を構成し、年3回合同の会議を開催した。
- ii 検討委員および調査事業担当構成員の構成メンバーは以下の者とした。
  - ・発達障害者の支援に関する学識経験者
  - ・発達障害者の支援体制の構築にかかわっている都道府県及び市町村行政職員
  - ・発達障害者支援センターの職員
  - ・その他、発達障害に係わっている識者

#### 【検討委員会委員】

氏名	所属
大塚 晃	上智大学 総合人間科学部 会福祉学科 教授 一般社団法人日本発達障害ネットワーク 理事
近藤 直司	東京都立小児総合医療センター 児童・思春期精神科部長
高森 裕子	三菱総合研究所人間・生活研究本部 主任研究員
日詰 正文	長野県 健康福祉部 健康長寿課 一般社団法人日本発達障害ネットワーク 理事
渡辺 智興	相模原市発達障害支援センター
氏田 照子	一般社団法人日本発達障害ネットワーク 専門委員
大場 公孝	発達障害者支援センター全国連絡協議会 会長
志賀 利一	独立行政法人重度知的障害者施設のぞみの園 事業企画局研究部 研究部長
小倉加恵子	国立リハビリテーションセンター 脳機能系障害研究部 発達障害研究室 室長

#### 【調査事業担当構成員】

氏名	所属
和田 康宏	ひょうご発達障害者支援センター クローバー センター長
小林 信篤	横浜市発達障害者支援センター センター長
與那嶺泰雄	千葉県発達障害者支援センター CAS センター長
五十嵐 猛	大分県発達障がい者支援センター ECOAL センター長

西村 浩二	広島県発達障害者支援センター センター長
宮沢 久江	山梨県立こころの発達総合支援センター 副主幹
井深 允子	滋賀県発達障害者支援センター いぶき センター長
藤平 俊幸	埼玉県発達障害者支援センター まほろば センター長
新澤 伸子	大阪府発達障がい者支援センター アクトおおさか センター長
田邊 貴仁	鹿児島県こども総合療育センター 療育支援対策監

### 【オブザーバー】

氏 名	所 属
小林 真理子	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室 発達障害対策専門官

### ②検討委員・調査事業担当構成員 合同会議 実施状況

回	日時	場所	参加者および協議概要
1	H24/9/9 (日) 13時～16時	上智大学 四谷キャンパス 2号館 1512 教室	<p>【第1回 検討委員・調査事業担当構成員 合同会議】</p> <p>○参加者 〈検討委員〉 大塚晃 委員長、氏田照子 委員、大場公孝 委員、小倉加恵子 委員、近藤直司 委員、志賀利一 委員、渡辺智興 委員、高森裕子 委員 〈調査事業担当構成員〉 五十嵐猛 構成員、井深允子 構成員、田邊貴仁 構成員、新澤伸子 構成員、藤平俊幸 構成員、宮沢久江 構成員、與那嶺泰雄 構成員、和田康宏 構成員 〈オブザーバー〉 小林真理子 発達障害対策専門官 〈事務局〉 加藤永歳</p> <p>○協議内容 ・事業の目的、年間計画の確認 ・アンケート調査について ・発達障害者支援センターの現状と課題について</p>
2	H23/10/21(日) 13時30分～16時	上智大学 四谷キャンパス 2号館 1512 教室	<p>【第2回 検討委員・調査事業担当構成員 合同会議】</p> <p>〈検討委員〉 大塚晃 委員長、大場公孝 委員、近藤直司 委員、志賀利一 委員、渡辺智興 委員、高森裕子 委員 〈調査事業担当構成員〉 井深允子 構成員、田邊貴仁 構成員、藤平俊幸 構成員、與那嶺泰雄 構成員、西村浩二 構成員、和田康宏 構成員</p>

回	日時	場所	参加者および協議概要
			<p>〈オブザーバー〉 小林真理子 発達障害対策専門官          〈事務局〉 加藤永歳</p> <p>○協議内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査の具体的調査項目について</li> <li>・発達障害者支援センターの役割・機能について</li> <li>・業務マニュアルに盛り込むべき内容について</li> </ul>
3	H25/2/24（日） 13時30分～16時	上智大学 四谷キャンパス 2号館 1512 教室	<p>【第3回 検討委員・調査事業担当構成員 合同会議】</p> <p>○参加者</p> <p>〈検討委員〉          大塚晃 委員長、氏田照子 委員、大場公孝 委員、          志賀利一 委員、渡辺智興 委員</p> <p>〈調査事業担当構成員〉          五十嵐猛 構成員、井深允子 構成員、新澤伸子 構成員、          藤平俊幸 構成員、與那嶺泰雄 構成員、小林信篤 構成員</p> <p>〈オブザーバー〉 小林真理子 発達障害対策専門官          〈事務局〉 加藤永歳</p> <p>○協議内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査の結果について</li> <li>・発達障害者支援センターと地域支援体制について</li> <li>・発達障害者支援センター運営マニュアルについて</li> </ul>

### ③検討会等における成果物の活用

- i 調査結果等については、報告書としてまとめ都道府県・指定都市行政や関係機関に配布する。
- ii 調査結果等に基づき作成した「発達障害者支援センター運営マニュアル」を、都道府県・市町村の発達障害者支援センター、発達障害者支援機関、発達障害者支援を担当する都道府県・市町村行政、相談支援機関等に配布する。
- ii 作成した報告書（電子媒体）を本会ホームページに掲載する。